

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

「年金払積立傷害保険」をご契約いただくお客さまへ

2014年7月1日以降始期契約用

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では「年金払積立傷害保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、年金払積立傷害保険 **普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（約款）」等でご確認ください。「ご契約のしおり（約款）」は、必要に応じて取扱代理店または当社にご請求ください。

このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり（約款）」第1部に記載されています。

※「ご契約のしおり（約款）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問い合わせください。

- ▶ **保険契約者と被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「ご契約のしおり（約款）」にも「用語のご説明」が記載されており、ご確認ください。

保険期間、保険年度、始期日、解約日、満期日、治療

| | | |
|----------------|----------------|---|
| 約款 | 普通保険約款 | 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 |
| | 特約 | オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。 |
| 補償の対象者等 | 保険契約者 | 当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 |
| | 被保険者 | 保険契約により補償の対象となる方をいいます。 |
| 保険金 | 保険金 | 普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。 |
| 保険金額 | 保険金額 | 保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額をいいます。 |
| 保険料 | 保険料 | 保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。 |
| 給付金 | 給付金 | 基本給付金・増額給付金・加算給付金のことをいいます。 |
| その他 | 重度後遺障害 | 「重度後遺障害」とは、次のいずれかの状態をいいます。 1. 両眼が失明した場合 2. 咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する場合 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合 5. 両上肢をひじ関節以上で失った場合、または両上肢の用を全く廃した場合 6. 両下肢をひざ関節以上で失った場合、または両下肢の用を全く廃した場合 7. 1上肢をひじ関節以上で失い、かつ1下肢をひざ関節以上で失ったか、またはその用を全く廃した場合 8. 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢をひざ関節以上で失った場合 (注) 5.～8.における「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。 |
| | 危険 | 傷害の発生の可能性をいいます。 |
| | 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、いずれも積立保険を含みます。 |
| | 給付金支払期間 | 保険期間のうち、基本給付金をお支払いする期間をいいます。 |
| | 経過期間 | 保険期間の初日から起算して保険金をお支払いする事故の発生の日までの期間（年単位）をいい、1年未満の端数は切り上げます。 |
| | 据置期間 | 保険期間のうち、最終の保険料払込期日の属する保険年度の末日から給付金支払開始日までの期間をいいます。 |

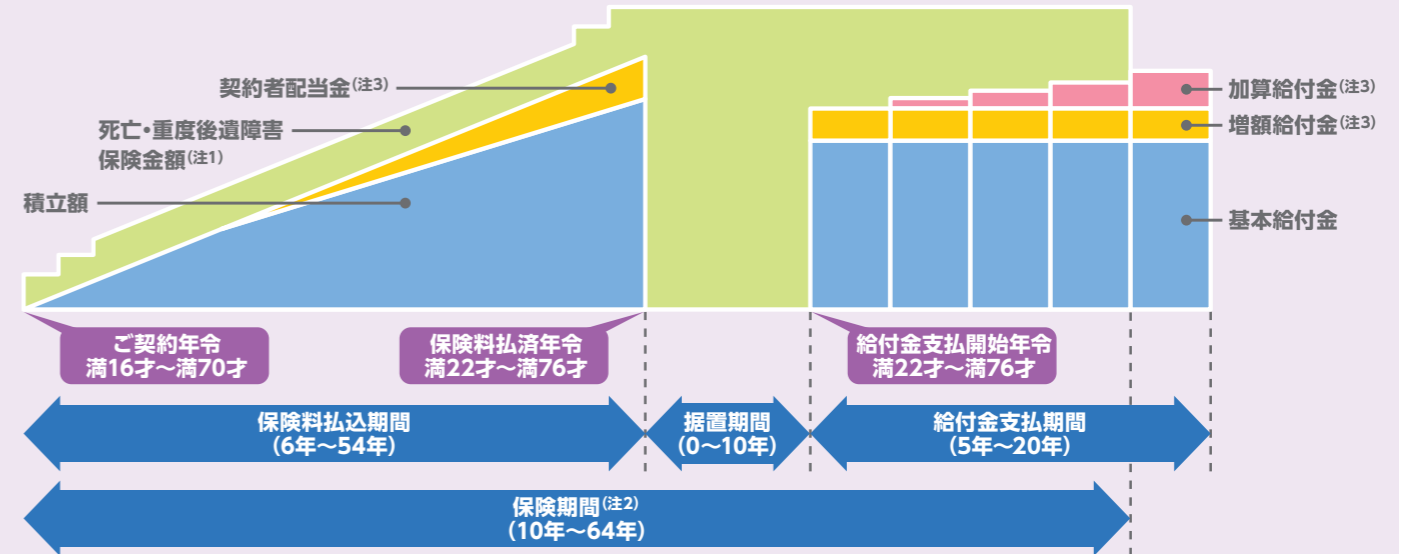
1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

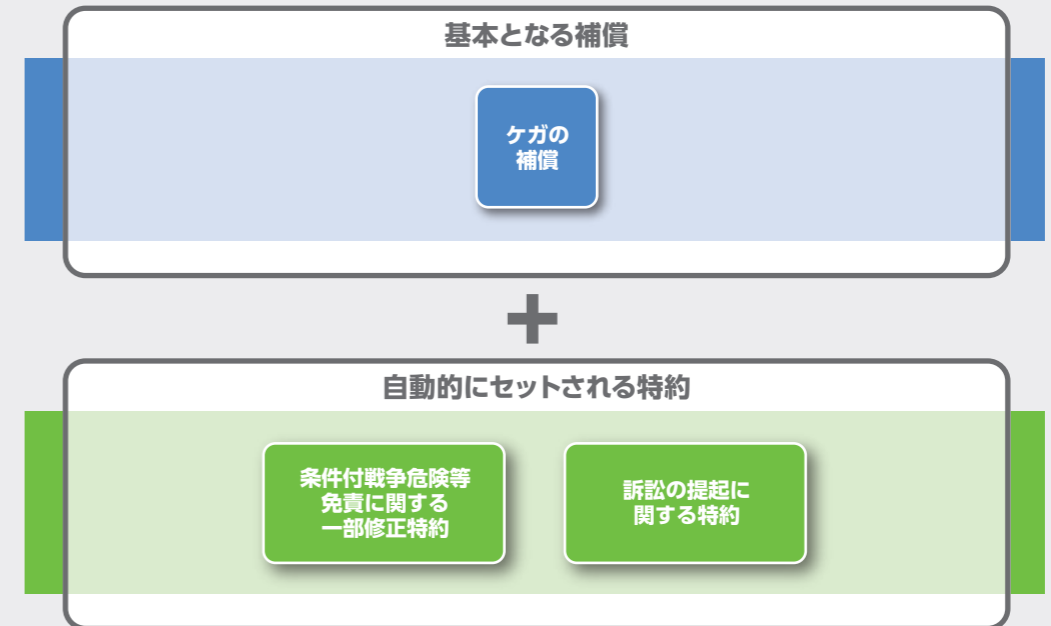
契約概要

この「重要事項のご説明」では、「年金払積立傷害保険」について説明しています。基本となる補償、自動的にセットされる特約は次のとおりです。

※ご契約のイメージ図（給付金支払期間5年の場合）



- (注1) 死亡・重度後遺障害保険金額は、保険料払込期間中毎年通増し、保険料払込期間の最終保険年度以後は一定の金額となります。（将来の保険料を前納されたご契約についても、同様の取扱いとなりますのでご注意ください。）
- (注2) 保険期間は、（保険料払込期間＋据置期間＋給付金支払期間－1年）となります。なお、最終回の給付金支払日（始期日応当日）に保険期間は終了しますので、それ以後に被られたケガに対しては保険金をお支払いしません。
- (注3) 契約者配当金・増額給付金・加算給付金は0の場合もあります。



被保険者は、保険申込書の被保険者欄記載の方となります。

(2) 基本となる補償等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
また、**保険金**をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。
詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-----------|--|--|
| 死亡保険金 | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険証券記載の保険金額 ^(注) をお支払いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ● 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等使用して運転中のケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ● ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ● 自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ |
| 重度後遺障害保険金 | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 重度後遺障害 が生じた場合に、保険証券記載の保険金額 ^(注) をお支払いします。 | など |

(注) 死亡・重度後遺障害保険金額は下表のとおりです。

| | |
|---|--|
| 第1保険年度 | 保険料払込期間が10年以下の契約 給付金支払開始時保険金額 ÷ 保険料払込期間(年数) |
| | 保険料払込期間が11年以上の契約 給付金支払開始時保険金額 ÷ 11 |
| 第2保険年度から 保険料払込期間 最終保険年度の 前保険年度まで | 第1保険年度の保険金額 + $\frac{(\text{給付金支払開始時保険金額} - \text{第1保険年度の保険金額}) \times (\text{経過期間} - 1)}{\text{保険料払込期間} - 1}$ |
| 保険料払込期間 最終保険年度以後 | 給付金支払開始時保険金額 |

② 主な特約の概要 契約概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。特約の詳細については**普通保険約款・特約**をご確認ください。

③ 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.b.にご注意ください。

- お客様が実際にご契約される保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等をご確認ください。
- 保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間^(注)：10年から64年の整数年
(注) 保険期間は、(保険料払込期間+据置期間+給付金支払期間-1年)となります。なお、最終回の給付金支払日(始期日応当日)に保険期間は終了します。
- 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要


保険料は第1回基本給付金額・保険期間・給付金支払期間等によって、保険金額とともに決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、保険申込書の保険料欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- 保険料の払込方法は、分割払となり、払込回数や払込方法等により、払込保険料総額が異なります。また、分割払においてまだ保険料払込期日の到来していないすべての将来の保険料を一括して前納保険料(全期前納払)としてお申込みいただく方法もありますが、お取扱いには一定の条件があります。ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。
 - 初回保険料以外のお払込みは口座振替となります。ただし、初回保険料から口座振替でお払込みいただくこともできます。
 - 保険料払込期間^(注1)は、6年以上54年以下の整数年で設定していただくことができます。ただし、保険料払込年令は満22才以上満76才以下となります。なお、保険料払込期間^(注1)と据置期間^(注2)の合計は6年以上54年以下の整数年となります。
- 詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。
(注1) 保険料払込期間は、(保険料払込年令-契約年令)となります。
(注2) 据置期間は、10年以内の整数年で設定していただくことができます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

 [その他の保険料払込方法\(団体扱・集団扱\)](#)

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- 保険料払込方法が分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。**払込猶予期間内(保険料払込期日の翌月末日まで)に分割保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。**
【払込猶予期間内に分割保険料の払込みがない場合】
払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。なお、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替えの限度額を超えた場合には、ご契約は失効しますのでご注意ください。
- 初回保険料を口座振替でお払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月または当月(始期日より異なります。詳細はお申込みの際にご確認ください。)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。

(4) 基本給付金・増額給付金・加算給付金・契約者配当金

契約概要

この保険では、保険料払込期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、給付金支払開始日以降、給付金支払日に保険契約が有効に存続している限り、給付金支払期間中に毎年度の給付金を合算して給付金受取人にお支払いします。

| | |
|--------------|--|
| 基本給付金 | ご契約時に定めた金額を基本給付金としてお支払いします。実際にご契約いただく基本給付金は保険申込書の第1回基本給付金額欄に記載の金額にてご確認ください。 (定額払の場合) 第1回基本給付金額と同額を毎回基本給付金としてお支払いします。 (定額通増払の場合) 初回は第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した額をお支払いします。 なお、給付金支払開始日の前日までに自動振替貸付および契約者貸付の元利合計額が返済されなかった場合には、基本給付金額が減額されます。 |
| 増額給付金 | お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日までの運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を、契約者配当金(増額給付金)として各回の基本給付金とともにお支払いします。なお、契約者配当金(増額給付金)は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。 |
| 加算給付金 | お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日以後の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を、契約者配当金(加算給付金)として各回の基本給付金、増額給付金とともにお支払いします。なお、契約者配当金(加算給付金)は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。 |

始期日から給付金支払開始日までの期間が10年を超える契約については、10年経過以後給付金支払開始日までの間に契約が終了、失効または解約・解除されても、お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が、予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を10年ごとの期間に対する契約者配当金としてお支払いします。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

注意喚起情報

- この保険契約のお申込みの有無は、保険加入以外の金融機関のお取引には影響ございません。
- この保険契約は、預金ではありません。また、預金保険機構の対象でもありませんのでご注意ください。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記入上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記入内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)


注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
- 質権が設定されたご契約

- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

| 表面 [宛先] | 裏面 [記載事項] |
|--|---|
|  東京都千代田区 神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 三井住友海上火災保険 株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係 | ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出 ②保険契約者住所 ③保険契約者署名 ④電話番号 ⑤契約申込日 ⑥申し込まれた保険の種類 ⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号 ⑧取扱代理店名・仲立人名 |

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

(4) その他

注意喚起情報

- ①「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、200万円を超える大口現金取引などを行うにあたって、取引時確認を行うことが義務づけられています。保険料を現金・小切手でお払込みいただく際には、所定の公的証明書のご提示、ご職業や取引目的のご申告などをお願いすることがありますので、ご了承ください。また、ご職業の変更など、確認させていただいた内容が変更された場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。
- ②米国の税法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」および日米政府間の『国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明』に対応するため、この保険契約へのご加入にあたっては、下記に該当しない旨を宣誓していただきます。
[個人のお客さまの場合] 米国における納税義務者
上記に該当する場合は、所定の書面をご提出していただきますのでお申出ください。なお、お客さまのご事情の変化により上記に該当すると推測される場合など、保険契約の締結後であっても、米国税法で規定される文書の提出などをお願いすることがあります。

📖 の事項については、「ご契約のしおり(約款)」の第1部をご確認ください。 [水色の文字]の用語については、①ページの [用語のご説明](#) をご確認ください。 ⑥

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または当社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更した場合
- ② 契約条件を変更する場合^(注1)^(注2)

(注1) 保険料・基本給付金額の変更を伴うご契約内容の変更(保険料の払込方法の変更を除きます。)は、始期日より2年経過しないとできませんのでご注意ください。また変更の内容に一部制限がございますので、あらかじめご了承ください。なお、保険料払込期間および据置期間の変更については下表の範囲とさせていただきます(保険料払込期間+据置期間を9年以下でご契約されている場合、10年以上に変更することはできません。また、保険料払込期間+据置期間を10年以上でご契約されている場合、9年以下に変更することはできません。)

| | 保険料払込期間+据置期間 | |
|-----------|--------------|-------|
| ご契約締結時の条件 | 6年～9年 | 10年以上 |
| 変更後の条件 | 6年～9年 | 10年以上 |

(注2) 将来の保険料を前納することについてはお引受を制限させていただくことがあります。

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- 解約の場合、給付金はお支払いできなくなります。
- 給付金支払開始日前に解約される場合、始期日から解約日までの期間等に応じて解約返れい金をお支払いさせていただきます(解約返れい金をお支払いできない場合もあります。給付金はお支払いしません。また、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。)
- 解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。特に経過期間が短い場合には、返れい金がお払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

 **失効について、保険金支払後の保険契約、給付金支払開始後の解約・解除または失効について**

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

 **被保険者による保険契約の解約請求**

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも保険金・基本給付金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額が90%を下回ることがあります。主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約は、90%より補償割合が引き下がる場合があります。また、破綻時以降の一定期間内にこの契約を解約される場合、解約返れい金が削減され、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

| | |
|--------------------------|---|
| ① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例 | 損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス |
| ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例 | 自動車購入・車検の斡旋 |

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

 **保険証券の確認・保管、契約者貸付、税法上の取扱い**

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。


(4) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続(当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類) 代理請求人制度**

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

7 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項